(別記様式) (第10条第5項関係)

## 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 秘密保持契約書

委託者		(以 <sup>-</sup>	下「甲」という)と受託者	(L)
下「乙」という)	とは、	甲が乙に委託する_	の業務において次のとおり秘密保	持契約を締結す
る。				

(目的)

第1条 本契約は、甲が乙に委託する業務に伴い知り又は知り得た甲の秘密情報を保持するために締結 されるものである。

(秘密情報)

- 第2条 本契約にいう秘密情報とは、甲が秘密として指定した甲が管理する情報をいう。ただし、次の各号に定めるものは、この限りでない。
- (1) 既に公知となっている情報及び開示後に公知となった情報
- (2) 甲が乙に公表することを承諾した情報
- (3) 乙が独自に開発した事項に関する情報
- (4) 乙が秘密保持義務を負うことなく第三者から適法かつ正当に入手した情報
- (5) 乙が本契約の締結前に既に保有していた情報

(秘密保持義務)

第3条 乙は、前項に定める秘密情報を保持しなければならない。

(秘密情報の取扱い)

- 第4条 乙は、甲の定める利用目的に必要な範囲内で、秘密情報を取り扱うものとする。
- 2 乙は、所定の担当者以外の者に秘密情報を取り扱わせてはならない。
- 3 乙は、所定の区域においてのみ秘密情報を取り扱うものとする。

(安全管理体制の整備)

- 第5条 乙は、甲の定める個人情報管理規程に合致する個人情報の安全管理体制を整え、これを維持しなければならない。
- 2 乙は、施錠が可能であり、所定の担当者以外の者によるアクセスが不能な区域に、秘密情報を保管しなければならない。

(秘密情報の複製及び複写)

- 第6条 乙は、秘密情報を複製又は複写してはならない。
- 2 乙は、秘密情報を複製又は複写する必要がある場合は、事前に、甲に対し、その範囲・数量等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

(秘密情報の取扱いの再委託)

- 第7条 乙は、秘密情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、事前に、甲に対し、再委託業務の内容、 再委託先の詳細等甲が要求する事項を書面により通知し、甲の承認を得なければならない。

(秘密情報の返還及び廃棄)

- 第8条 乙は、甲が委託した業務の履行が終了した場合は、甲の指示に従い、甲から提供を受けた秘密情報及びその複製物並びに複写物のすべてを甲に返還し、又は、廃棄しなければならない。
- 2 乙が前項の処理を行った場合は、速やかに、甲に対してその証明書を発行しなければならない。 (数本)
- 第9条 乙は、所定の担当者に対し、本契約に定める事項を十分に説明し、秘密保持義務を遵守するよう教育を施し、当該担当者との間で秘密保持契約を締結する等、これを担保するための策を講じなればならない。

(秘密情報の取扱状況に関する報告及び監査の受入)

第10条 甲は、事前に通知することなく、乙の秘密情報の取扱状況につき監査を行うことができる。

## (責任分担)

- 第 11 条 乙は、自らの故意又は過失により、秘密情報の漏えい等の事故が生じた場合には、速やかに 甲に対しこれを報告し、適切な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、前項の事故により、甲の本人(秘密情報の主体)等に対する損害賠償等の責任が生じた場合には、これを負担するものとする。

(期間)

第12条 本契約の有効期間は、本契約書締結日から甲によって本契約書が解除されるまでとする。 (管轄)

第13条 本契約に関する紛争は、長野地方裁判所を専属的合意管轄とする。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_月\_\_\_日

甲 長野市大字下駒沢 5 8 6 公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会 理事長 印

 $\mathbb{Z}$